

○一三笠附（みかさづけ）博奕、重き御法度に候条、密々にも右博奕いたし候ものこれ有るに於ては、当人ハ勿論

名主・年寄一村中共に、急度御科

仰せ付けらるべく候間、弥以堅く相守るべき旨畏み奉り候、若し相背き候はば曲事に仰せ付けらるべく候事

○一永荒地（えいあれち）引き高の内精入れ、随分立ち帰り候様仕るべく候、其の地主計りの力にて叶い難く、年過ぎ候ても捨て置き候所ハ、其の村百姓共助け合い申すべく候、其の村計りにて

成り難き大造（たいそう）の所ハ御訴え申し上げるべく候、御吟味を遂げられ

御普請仰せ付けらるべき旨畏み奉り候、僮末仕り捨て置き申し候はば

曲事に仰せ付けらるべく候事

○一在々にて神事・仏事、其の外何によらず新

規の儀、堅く取り立て申す間敷候、並びに狂言・操（あやつり）・相撲の

類、堅く仕る間敷候、若し無拠（よんどころなき）子細（しさい）これ有り候はば

御役所へ訴え上げ、御下知を得申すべく候、若し隠し置き候て、右

躰（てい）の儀仕り候はば、曲事に仰せ付けらるべく候事

○一在々にて用水掛引（かけひき）井堀の儀、川中に堰を張り、水

を引き分け候仕方（しかた）の儀、川下の用水不足にも構わず、

手前勝手に宜（よろ）しき様に仕り、或いは両側に井口これ有る

場所、片側の井口付けかえる時、双方申し合わず、一方

の勝手に任せ仕直し候故（ゆえ）出入に及び候、右の類双方

相對（あいたい）致し、立ち会い普請仕るべき旨仰せ渡され畏み奉り候事

○一惣じて出入申し出候儀、証拠これ無き非分の儀も何角（なにかと）

申し紛らかし、又は証拠これ有る儀をも年を経て、其の事

申し紛らかし出入に及び候もこれ有り候、畢竟村方困窮

の元に成り不届に候間、右躰の儀堅く申し出間敷候旨

仰せ付けられ畏み奉り候、若し相背き候はば、曲事に

仰せ付けらるべく候事

○一在々にて婚礼・祝儀等の節、石打（いしうち）いたし、又は

酒をねだり呑み、其の外狼藉（ろうぜき）成る儀これ有る由

御聞き及ばれ不届に候、右躰の儀急度相慎み申すべく候、若し

左様（さよう）の儀これ有るにおいてハ御詮儀を遂げられ、曲事に